

収 入
印 紙
貼 付 欄

(案)

「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の協賛」に関する契約書

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「甲」という。）と、（企業名若しくは団体名又は氏名（屋号）（以下「乙」という。）とは、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025（以下「本大会」という。）の協賛に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本契約は、令和 7 年 5 月 13 日付「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、甲が実施する本大会の準備、運営等に必要となる金銭の提供など、乙から本大会への支援を受けるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

なお、本契約において定義のない用語については、要綱の定義に従うものとする。

（協 賛）

第 2 条 乙は、本大会に対する協賛として、第 7 条の規定に従い、第 4 条に定める金銭を甲に支払うものとし、甲は、乙に対し、第 6 条に定める特典を提供するものとする。

（有効期間）

第 3 条 本契約の有効期間（以下「本有効期間」という。）は、本契約末尾記載の本契約締結の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。ただし、本契約第 11 条及び第 13 条から第 17 条までについては、本契約の終了後又は解除後もなお効力を有するものとし、第 12 条については、本契約が解除された場合も令和 7 年 12 月 31 日までなお効力を有するものとする。

（協賛金額）

第 4 条 協賛金額は、金 _____ 円とする。

2 前項の協賛金額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（種 類）

第 5 条 甲は要綱第 3 条第 3 号に基づき、乙を東京 2025 デフリンピック・みる Tech サポートメンバーとする。

(特典)

第6条 甲が、本有効期間において、乙による協賛に対する特典として乙に提供するものは、次の各号に定めるとおりとする。なお、本契約締結時に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途決定する。

- (1) デフリンピックスクエア内の「みる Tech ブース」において、乙のサービス等を PR 及び販売する権利
- (2) 本大会正式名称「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025」及び略称「東京 2025 デフリンピック」を、乙の商品、無償頒布品等及び乙が実施する広告等に無償で使用する権利
- (3) 「東京 2025 デフリンピック・みる Tech サポートメンバー」の呼称を、乙の商品、無償頒布品等及び乙が実施する広告等に無償で使用する権利
- (4) 本大会エンブレム及びデフリンピックマークを、乙の商品、無償頒布品等及び乙が実施する広告等に無償で使用する権利

(協賛金の支払)

第7条 協賛金の支払については、次の各項に定めるとおりとする。

2 協賛金の支払期限は、令和7年11月30日とする。

3 甲は、乙に請求書を発行するものとし、乙は、当該請求書受領後、原則として30日以内に協賛金を指定口座に振り込むものとする。

なお、振込手数料は乙の負担とする。

4 甲は、協賛金の受領を確認後、当該金銭を受領したことを証する書類を乙に提出することとする。

(契約の変更)

第8条 本有効期間中にあって、甲、乙双方が予見し難いやむを得ない事情が生じた場合又はその他の必要が生じた場合は、甲、乙協議の上、甲、乙の書面による合意により、将来にわたって本契約の全部又は一部を変更することができる。

(不可抗力)

第9条 地震、台風、戦争及び重大な疾病、その他不可抗力による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、甲乙いずれの当事者もその責任を負わない。

2 第6条に係る甲の義務については、甲の責めに帰すべき事由によらずその一部が履行遅滞又は履行不能となった場合は、甲はその責めを負わない。

(解除)

第10条 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合は、文書により相当期間を定めて当該違反の解消を催告し、その催告期間中に解消されない場合は、本契約を解除することができる。ただし、乙が、要綱第5条の各号に抵触した場合、甲は、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

2 前条第1項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認める場合は、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を解除できる。この場合、甲乙いずれの当事者も損害賠償責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 甲及び乙は、故意又は重過失によって本契約に違反したことによって、相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、当該損害（本契約の違反と相当因果関係のある損害に限る。）を賠償するものとする。ただし、賠償の金額は、協賛金額の額を限度とする。

2 前条第1項の規定に基づき本契約が解除された場合、当該解除を行った当事者は、解除に伴い発生した相手方の損害について賠償しないものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者（東京都及び一般財団法人全日本ろうあ連盟を除く。）に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

2 前項により秘密情報を受領した者は、本契約の履行のために知る必要のある必要最小限の自己の役職員のみ（自己の取締役、その他の役員、従業員、法律顧問及び会計顧問を含み、以下「情報開示先」という。）にこれを開示することができるものとし、情報開示先に開示した場合は、当該情報開示先に自己と同等の義務を負わせ、かつ情報開示先の義務履行につき責任を負うものとする。

3 甲及び乙は、相手方から受領した情報について、法令等によりその開示を要求された場合、当該要求に基づく必要最小限の範囲においてのみ、当該秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、当該秘密情報を開示した者は、その事実を直ちに相手方に書面で通知するものとし、相手方の秘密情報の保護措置に合理的な範囲で協力するものとする。

4 甲及び乙は、自らの故意又は過失により各々が保有する秘密情報について漏えい等の事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

(個人情報の取扱い)

第13条 甲及び乙が本契約の履行に当たって取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、本契約の履行に必要な範囲内で、相互に共同して利用することができる。この際、甲及び乙は、当該個人情報の共同利用の目的、項目及び情報管理の責任者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができる措置を講じるものとする。

3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守し、適正に管理・運用を行う。

4 甲又は乙が故意又は過失により、共同利用した個人情報について漏えい等の事故を生じさせた場合は、漏えい事故を発生させた者の責任と費用負担によりこれを解決する。

5 甲及び乙が、他方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該第三者の氏名及びその者に委託した個人情報の管理状況について、当該他方当事者に文書で報告する。

6 甲及び乙は、本契約が終了した後は、各々が保有する個人情報について、関連法令等に定められた保存期間に従い保管した後、適正に破棄する。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結に要する費用は、甲、乙均等の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、本契約に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は義務を第三者に引き受けさせてはならない。

(準拠法、裁判管轄)

第16条 本契約は、日本国の法律に準拠して解釈されるものとし、本契約に関連して甲及び乙の間に生じた一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の疑義)

第17条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して生じた疑義については、甲及び乙は、信義誠実に協議の上、定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 7年 月 日

甲 東京都江東区青海二丁目4番24号
青海フロンティアビル14階
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
デフリンピック準備運営本部

本部長

乙 （住所又は所在地）
（企業名等）
（代表者役職・氏名）